

## 会議録

会議の名称	西東京市使用料等審議会 平成30年度第3回会議
開催日時	平成30年11月1日（木）午後1時30分から午後2時30分まで
開催場所	田無庁舎3階 庁議室
出席者	米田会長、小藤田委員、新田委員、山田委員 （事務局）飯島企画部長、古厩企画政策課長、直井企画部主幹、鹿森企画政策課主査、南企画政策課主任、佐藤企画政策課主事 （所管課）松本都市計画課長、貫井市民課長、岡本市民税課長
欠席者	湯浅委員
議題	1 事務手数料の適正化について（諮問） 2 事務手数料の適正化について（審議） 3 その他
会議資料の名称	資料1 事務手数料の適正化について 資料2 原価計算結果一覧 資料3-1 事務手数料原価計算書 [住民票の写し] 資料3-2 事務手数料原価計算書 [戸籍の附票の写し] 資料3-3 事務手数料原価計算書 [印鑑登録証明] 資料3-4 事務手数料原価計算書 [課税（非課税）証明] 資料3-5 事務手数料原価計算書 [都市計画証明] 資料4-1 都内26市における多機能端末機による交付事務手数料一覧 資料4-2 特定行政庁における都市計画証明事務手数料一覧 参考資料 西東京市手数料条例（抜粋）
記録方法	<input type="checkbox"/> 全文記録 <input checked="" type="checkbox"/> 発言者の発言内容ごとの要点記録 <input type="checkbox"/> 会議内容の要点記録
会議内容	
<p><u>議題1 事務手数料の適正化について（諮問）</u> 副市長から米田会長へ諮問</p> <p><u>議題2 事務手数料の適正化について（審議）</u> 事務局より資料1から資料4について説明</p> <p>&lt;質疑等&gt; ○委員： 資料3-1「住民票の写し（多機能端末機による交付）」について、年間処理件数が平成28年度の678件から平成29年度は3,299件と、大幅に増加した要因は何か。</p> <p>○所管課： 多機能端末機による交付は、平成28年12月から開始されたため、平成28年度は約4カ月分の件数となっている。</p> <p>○委員： 多機能端末機による交付事務手数料について、手数料と原価とで乖離があるようだが、料金を200円としている理由は何か。</p>	

○所管課：

平成28年のサービス開始当初から、原価との乖離はあったものの、マイナンバーカードの普及促進という政策的な観点から、窓口交付よりも低廉な料金設定とした経緯がある。

また、証明書発行に係る経費は物件費のみであるため、交付件数の増加に比例し、原価は下がっていく見込みである。

○委員：

西東京市では、多機能端末機による交付と自動交付機による交付を並行稼働されているとのことだが、他の自治体では自動交付機を廃止しているところもあると聞いている。今後の運用の方向性は決まっているのか。

○所管課：

市の方向性としては、マイナンバーカードの普及促進や並行稼働による費用負担の観点から、自動交付機のリース期間が満了となる平成31年8月を目途に、廃止を検討している。

しかしながら、依然として自動交付機の利用率が高い一方で、マイナンバーカードの普及率が低いことから、市民サービスの低下につながらないように慎重に対応していきたい。

○委員：

審議会の所掌外となるが、市民の中には、住民票などの個人情報をコンビニエンスストアで扱うことへの抵抗感や、マイナンバーカードの紛失を危惧し、多機能端末機の利用率が伸び悩むことはないか。

○所管課：

そのような懸念があることも把握している。一方で、自動交付機よりも長い稼働時間や、全国の主要なコンビニで利用できるといった利便性についてメリットも大きいことから、普及啓発に努めていきたい。

○委員：

マイナンバーカードの普及促進という政策的な観点から、多機能端末機による交付事務手数料は据え置くべきと思います。

○委員：

次に、都市計画証明について、資料4-2「特定行政庁における都市計画証明事務手数料一覧」において、調布市が1件あたりの手数料を2,000円に設定している理由は何か。また、この料金設定に対して申請者から苦情などは出ているか。

○所管課：

調布市が手数料の見直しを行った際に、当市と同様に原価との乖離が大きかったことから金額を引き上げた経緯がある。また、値上げに対して申請者から大きな苦情は出ていないと伺っている。

しかしながら、調布市では代替措置として、都市計画道路の確認のために一般的に用いられる、1/500の図面のコピーを1枚あたり50円で交付しているが、当市は1/500の図面がない状況である。

○委員：

1/500の図面を新たに作成する予定はあるか。

○所管課：

都市計画図は一般的な地図とは異なり、現地での測量に基づき、都市計画決定線を1/500の図面に落とし込んだものであるため、相当な費用がかかることが見込まれる。また、年間133件という件数からも、新規に作成することが妥当なのか検証する必要があると考えている。

○委員：

都市計画証明の主な使用目的や申請者について教えていただきたい。

○所管課：

主な用途については、建築等に関する申請や不動産売買の参考資料として使用されることが多い。また、申請者は主に建築業者や不動産業者などの民間事業者である。

○委員：

前回の定期見直しから原価との乖離が大きい状況が続いており、今後も事務整理等では改善が難しいということであれば、調布市のように、原価に即した金額に値上げを検討してもよいのではないか。

○所管課：

手数料と原価の乖離に対する是正に向けては、他市の状況も踏まえながら、値上げだけでなく、証明自体の廃止も含めて検討を行い、平成31年10月の消費税率改定に伴う事務手数料の一斉見直しに合わせて、方針を決定したいと考えている。

○委員：

手数料と原価の乖離が大きいことから、値上げという方向性も理解できるが、他市との比較考量という観点も加味していただきたい。

○委員：

事務局の説明のとおり、今年度の事務手数料の定期見直しにあたっては、原価計算と条例で定める料金に乖離がある一部の手数料について課題はあるものの、他市の料金設定と比較考量した結果、現行の事務手数料のままで据え置くということによろしいか。

(異議なし)

○委員：

本日、委員の皆様より頂戴したご意見を踏まえ、答申案文については、事務局と調整のうえ、委員の皆様にご確認いただき、答申案文を確定させていただくということによろしいか。

(異議なし)

○委員：

それでは、答申については、会長預かりとさせていただきます。

### 議題3 その他

○委員：

その他の議題はあるか。

○事務局：

次回の審議会については、平成31年1月下旬頃の開催を予定している。具体的な開催日時については、事務局より別途調整させていただきたいと考えている。

また、議題としては、「使用料・手数料等の適正化に関する基本方針（平成27年度改定版）」の見直しについてご議論いただきたいと考えている。

○委員：

他になれば、これで平成30年度第3回審議会を終了する。